

ISSN 1342—2855

静岡県精神保健福祉センター 所報

(平成 30 年度実績)

No.49

2019

はじめに

平成 30 年度の事業実績及び調査・研究報告等を取りまとめ、静岡県精神保健福祉センター所報としてお届けします。この 1 年間の活動に御協力いただいた関係各位に深く感謝するとともに、本号を御高覧のうえ忌憚のない御意見・御指導を賜りますようお願いいたします。

本年度、当センターが関与する事柄で大きな出来事というと、「静岡県依存症対策連絡協議会」の設立があります。これは国の依存症対策に則って県が対応するための政策指針を協議する場であり、今後はこの協議会を通して各種依存症に対する建設的な意見が数多く打ち出されるのではないかと思います。そして、当センターが新たに県の依存症相談拠点に指定されました。これまでも「依存症相談」と銘打ちアルコールや薬物、ギャンブルに悩む方達の相談に応じてきましたが、この指定に伴い、さらなる相談体制の充実を図るため、依存相談の開設場所を新たに 2 カ所、西部と東部地区に設置いたしました。さらに、物質使用障害治療プログラム（SMARPP）を基にしたグループミーティング（リカバリーミーティング）も当センターに加え、東部地区でも開催するに至りました。これらセンターの活動においては、断酒会やダルクの皆様、および地域の精神科医療を提供していただいている医療機関の方々の多大なる御協力がなければとうていできないものです。この場をお借りして改めてお礼を申し上げます。

依存症対策についての話が長くなってしまいましたが、うつ・自殺対策の一環で力を入れてきた「ゲートキーパー」の普及啓発、ひきこもり支援、こころの緊急活支援活動等も引き続きセンターの重点事業と考え、これまで同様行ってまいりました。法定業務である精神医療審査会の事務作業についてはつつがなく遂行できたと思いますが、精神障害者保健福祉手帳の判定業務については若干手帳の発行までに時間がかかってしまうようになっているのは今後の改善の余地があります。

ところで、これまで私達は多くの研修会等を開催してきましたが、開催場所に参加者は来ていただくことを求めています。しかし今年度、ICT の活用の一環としてスカイプを用い、開催場所以外にいる方達にも双方向的に情報のやりとりができるような研修会を初めて試み、遠隔地で研修会を受講した方達から高い評価を頂きました。今後も、このような新しい技術を取り入れた研修会の開催も積極的に行っていきたいと考えます。

今後とも引き続きの御支援をお願いして、巻頭の御挨拶といたします。

令和 2 年 2 月

静岡県精神保健福祉センター所長 内田 勝久

目 次

精神保健福祉センター概況	1
事業実績（平成 30 年度）	
1 技術指導・技術援助	6
2 教育研修	7
3 普及啓発	9
4 調査研究	11
5 精神保健福祉相談・診療	12
6 組織育成	16
7 精神医療審査会事務等	17
8 自立支援医療費（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳判定・認定事務	18
9 依存症対策	19
10 ひきこもり支援（静岡県ひきこもり支援センター）	20
11 自殺対策	24
12 こころの緊急支援活動	28
事業の根拠法令等	30
調査・研究報告	
1 静岡県ひきこもり支援センターの居場所支援について	32
2 静岡県ひきこもり支援センターにおける個人情報受渡データベースの活用について	34

静岡県精神保健福祉センター概況

(1) 沿革

- 昭和 32 年 12 月 27 日 静岡県精神衛生相談所が県立病院養心荘に併設される
- 昭和 41 年 4 月 1 日 精神衛生法の一部改正により、静岡県精神衛生センターとなり静岡市曲金 5 丁目 3-30 に独立した庁舎と専任職員（所長以下 6 名）で発足する
- 昭和 59 年 10 月 1 日 清水市辻 4 丁目に移転する
- 昭和 59 年 11 月 1 日 診療所として保険診療を開始する
- 昭和 63 年 7 月 20 日 精神衛生法が精神保健法に変わり、名称が静岡県精神保健センターとなる
- 平成 7 年 7 月 21 日 精神保健法が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という）に変わり、名称が静岡県精神保健福祉センターとなる
- 平成 10 年 4 月 1 日 機構改革により、こころと体の相談センター精神保健福祉部（精神保健福祉センター）となる
- 平成 10 年 6 月 1 日 静岡市有明町 2-20 の現庁舎に移転する
- 平成 17 年 4 月 1 日 機構改革により、こども家庭相談センター精神保健福祉部（精神保健福祉センター）となる
- 平成 21 年 4 月 1 日 静岡県自殺予防情報センター設置
- 平成 25 年 4 月 1 日 機構改革により、精神保健福祉センターとなる
- 平成 25 年 4 月 8 日 静岡県ひきこもり支援センター設置
- 平成 28 年 4 月 1 日 静岡県自殺予防情報センターの機能強化に伴い、名称を静岡県地域自殺対策推進センターに改める
- 平成 30 年 4 月 1 日 依存症相談拠点業務を開始する

(2) 庁舎の概要

所在地 静岡市駿河区有明町 2-20

建 物 静岡総合庁舎 別館 4 階

(3) 事務及び事業の概要

精神保健福祉センターは、精神保健福祉法第 6 条の規定に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行う機関であって、静岡県における精神保健福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えることになっている。その目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、広範囲にわたっている。

精神保健福祉センターの業務は次のとおり大別される。

ア 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、県や関係諸機関に対し、専門的立場から、精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等について、提案、意見具申等をする。

イ 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町及び関係機関に対して、専門的立場から、積極的に技術指導及び技術援助を行う。

ウ 教育研修

保健所、市町及び関係諸機関で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、技術的水準の向上を図る。

エ 普及啓発

県民に対し、精神保健福祉の知識等について普及啓発を行う。

オ 調査研究

地域精神保健福祉活動を推進するための調査研究を行うとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、提供する。

カ 精神保健福祉相談

保健所及び関係諸機関等と協力し、こころの電話相談や酒害相談を含む、精神保健福祉全般に関する相談を行うほか、必要に応じて外来診療を行う。

キ 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、家族会、自助グループ等、民間団体の育成強化に努める。

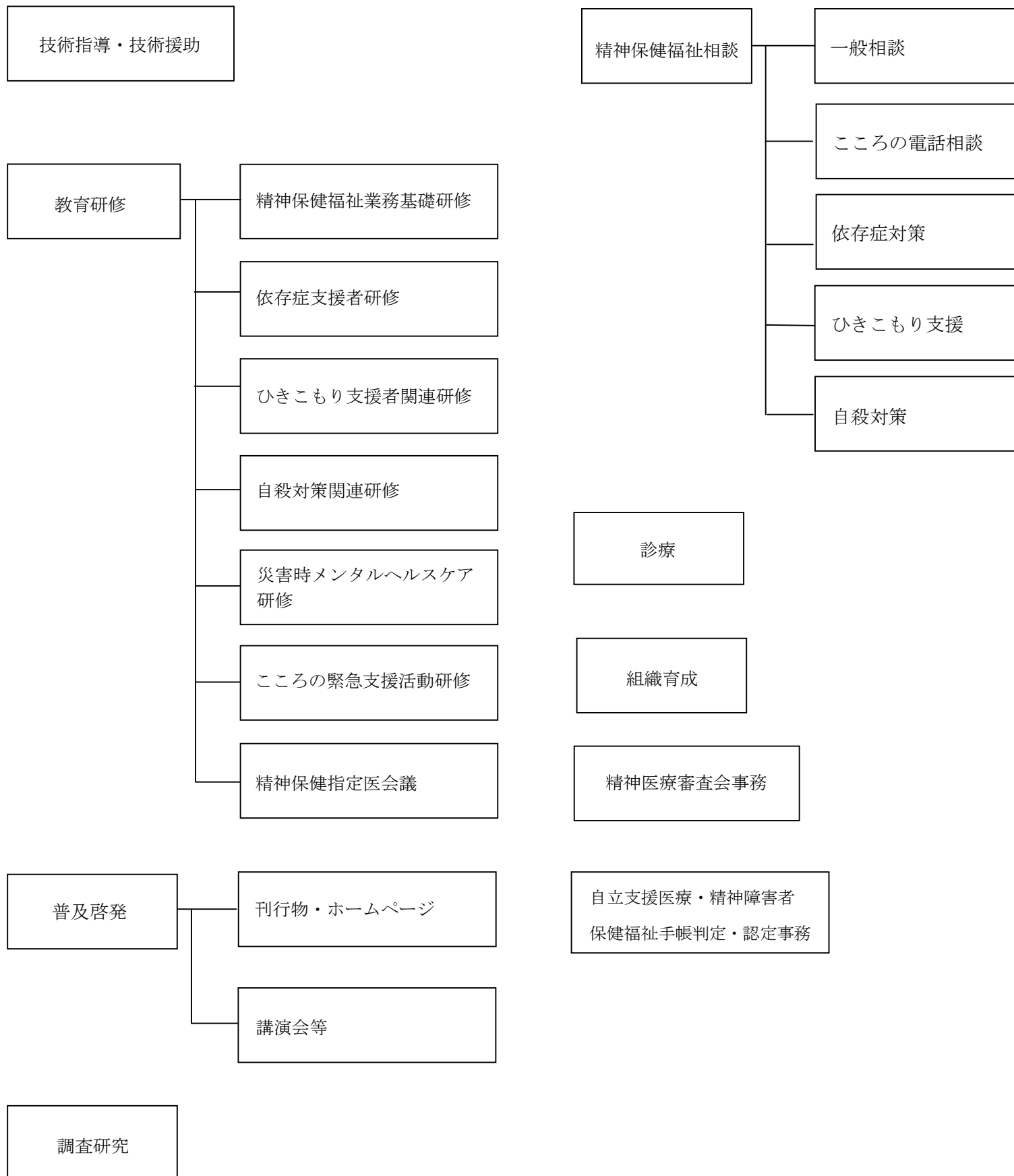
ク 自立支援医療費（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳判定業務

自立支援医療費（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳判定に係る専門的審査及び交付事務を行う。

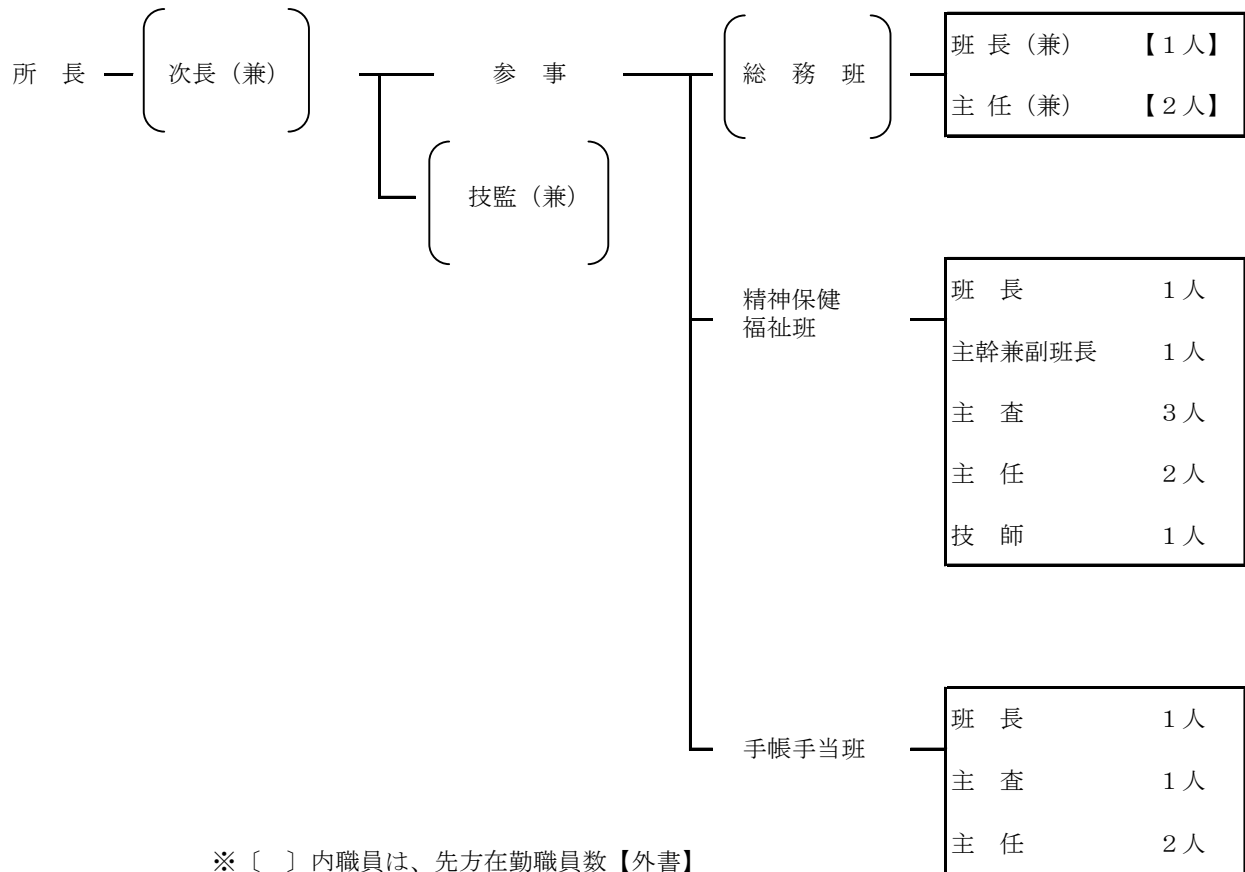
ケ 精神医療審査会事務局業務

精神障害者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保するため、入院中の者について、その入院の必要があるかどうかに関して審査する。

(4) 事業体系図



(5) 組織図 (平成 31 年 4 月 1 日現在)



(6) 職員構成

	医師	事務	保健師	臨床心理 技術者	精神保健 福祉士	計
所長	1					1
参事		1				1
精神保健福祉班			4	3	1	8
手帳手当班		4				4
計	1	5	4	3	1	14

事業実績（平成 30 年度）

1 技術指導・技術援助

1 概要

地域における精神保健福祉活動を推進するため、保健所及び市町等の関係機関に対して、専門的立場からの助言及び情報提供等の技術指導・技術援助を実施した。

2 実績

項目	延件数	延人数
保健所	132	624
市町	145	1,476
福祉事務所	11	38
医療施設	38	267
介護老人保健施設	6	80
障害者支援施設	16	133
社会福祉施設（社会福祉協議会を含む）	15	47
その他	121	1,356
計	484	4,021

2 教育研修

1 概要

精神保健医療福祉業務従事者の資質の向上を図るため、保健所、市町、障害者支援施設及び医療機関等の関係者を対象に研修を実施した。

2 実績

研修名	内 容	対 象	延日数	参加人数
精神保健福祉業務基礎研修会	精神保健福祉業務を実施するための基礎的な知識を学ぶ。	新任の精神保健福祉業務担当者等	3	240
行政職員精神保健福祉業務研修会	精神保健福祉に関するトピック等をテーマに実践的な知識を学び、相談対応等の業務に生かす。	保健所、市町の精神保健福祉担当者	1	37
ひきこもりサポーター養成研修	ひきこもり状態にある当事者やその家族の早期発見・早期対応のための基本的な知識や支援方法を習得するとともに地域における円滑な連携を促進する。	保健所、市町、社会福祉協議会等のひきこもり支援従事者	5	148
ゲートキーパー講師養成研修会	自殺予防の役割を担うゲートキーパーの養成講師として、必要な知識や技術を身に付ける。	保健所、市町の精神保健福祉担当者等	1	51
ゲートキーパー講師フォローアップ研修※	ゲートキーパー研修の実施に係る技術及び研修内容の向上を図る。	ゲートキーパー研修講師	1	69
若年層自殺対策研修会※	若年層の抱える問題や自殺リスク等に関する基礎的な知識を習得する。	保健所及び市町の自殺対策担当者、精神科医療機関職員、相談支援事業所職員、教育機関職員等	1	
市町自殺対策計画策定に係る研修会	市町の自殺対策計画策定に当たり、「市町自殺対策計画の手引き」等を活用して効果的に策定できるよう研修会を開催し、市町における自殺対策の推進を図る。	市町及び健康福祉センター自殺対策担当者	1	65
自殺未遂者ケア研修会	精神科医療機関等の職員を対象に研修を行い、精神科における自殺未遂者ケアの充実を図る。	精神科医療機関及び保健所職員等	1	54

研修名	内 容	対 象	延日数	参加人数
自死遺族支援者研修会	自死遺族に関わる支援者が自死遺族の心情や必要とされる支援を理解し、日頃の業務に活かす。	行政・警察・消防・医療機関の職員等	1	45
こころの緊急支援活動研修	学校現場や関係機関等の職員がこころの緊急支援活動に関する基礎的な知識を習得する。	教員、教育委員会職員、スクールカウンセラー等学校関係者、行政職員等	2	147
精神保健指定医会議	精神保健指定医の役割と精神保健福祉行政の理解を深める。	精神保健指定医等	1	72
災害時メンタルヘルスケア研修会	心のケアの基礎知識・対応を知り、災害時の自機関の体制を振り返り、業務に活かす。	市町・保健所職員等	1	39
サイコロジカル・ファーストエイド(PFA)研修	心理的応急処置である PFA を学び、災害等の支援活動に役立てる。	市町・保健所職員等	1	29
依存症問題従事者研修	依存症に関する相談対応の向上や依存問題を有する人に対する効果的な支援に関する基礎知識を習得する。	行政機関、精神科医療機関、相談支援事業所等に所属する保健師、精神保健福祉士、相談員等	1	63
計			21	1,059

※ゲートキーパー講師フォローアップ研修及び若年層自殺対策研修会は同時開催とした。

3 普及啓発

1 概要

県民の精神保健福祉に対する理解を深めるため、刊行物の発行やホームページの更新及び講演会の開催等の様々な広報活動などにより普及啓発事業を実施した。

2 実績

(1) 刊行物

ア 精神保健福祉だより

当センター及び県内の関係団体等の精神保健福祉に関する活動や情報を集めた情報誌を作成し、関係機関にメールにて発信した。

番 号	内 容
No. 119	・ 巻頭挨拶 ・ 依存相談について ・ 各種相談 ・ 平成 30 年度研修計画
No. 120	・ 巻頭挨拶 ・ 依存相談について ・ 若年層自殺対策研修会・ふじのくにゲートキーパー一般研修 ・ 新規採用職員から見た精神保健福祉センター

イ 静岡県精神保健福祉センター所報 (No. 48)

当センターの平成 29 年度の活動実績をまとめ、関係機関にメールにて発信した。

ウ 静岡県ひきこもり支援センターだより (Vol. 5、6)

ひきこもり支援センター及び居場所の活動紹介並びに当センターの主催する研修会及び講演会の案内をメールや郵便にて発信した。

エ 精神保健福祉センター業務紹介リーフレット

依存症対策への取組等の精神保健福祉センター業務の強化に伴い、新たに業務紹介リーフレットを作成して、身近な支援者となることが期待される研修受講者等に配布し、当センターへの相談の促進を図った。

(2) ホームページの更新

精神保健福祉センターの業務の紹介をはじめ、精神保健福祉だより及び所報等並びに各種研修会及び講演会の案内を的確な時期に掲載した。

(3) ひきこもり支援の普及啓発

ア ひきこもり講演会

演 題	ひきこもる家族と共に生きる	
講 師	宮崎大学 教育学部 境泉洋准教授	
開催日	平成 30 年 9 月 11 日	平成 31 年 1 月 29 日
会 場	下田市民文化会館 2 階 大会議室	掛川市障害学習センター 2 階 第 4 会議室
参加人数	34 人	112 人
計	146 人	

(4) 全国健康保険協会静岡支部を対象とした研修会

テーマ	今日からできるストレスケアのコツ ～働く人のメンタルヘルス～		
対象者	全国健康保険協会静岡支部の事務担当者（健康保険委員）		
講 師	センター職員		
開催状況	開催日	会場	参加人数
	平成 30 年 10 月 29 日	アクトシティ浜松 研修交流センター	72
	平成 30 年 11 月 1 日	プラサヴェルデ	160
	平成 30 年 11 月 9 日	あざれあ	131
	平成 30 年 11 月 12 日	あざれあ（1 回目）	60
		あざれあ（2 回目）	117
	平成 30 年 11 月 13 日	ロゼシアター（1 回目）	75
		ロゼシアター（2 回目）	70
	平成 30 年 11 月 19 日	掛川市生涯学習センター	134
	平成 30 年 12 月 4 日	アクトシティ浜松 研修交流センター （1 回目）	95
		アクトシティ浜松 研修交流センター （2 回目）	90
	計		1,004

4 調査研究

1 概要

ひきこもりの居場所支援に関する調査研究等を行ったほか、若者を対象にした電話相談窓口に関する調査研究を行い、それらの研究内容について発表を行ったほか専門誌に論文を掲載した。

2 実績

(1) 調査

調 査 名	内 容
静岡県ひきこもり支援センターの居場所支援について	平成 28 年 9 月に 4 か所で開始、平成 30 年 5 月からは 5 か所に拡大した居場所支援について、開設当初からの利用者本人や家族の変化に着目した分析と考察を行った。

(2) 発表・報告

	発表・報告場所	内 容
全 国	全国精神保健福祉センター研究協議会（福島県） 平成 30 年 10 月 24 日	静岡県ひきこもり支援センターの居場所支援について
県 内	第 55 回静岡県公衆衛生研究会（静岡市） 平成 31 年 2 月 8 日	静岡県ひきこもり支援センターにおける個人情報受渡データベースの活用について

(3) 学会座長・シンポジスト等

学 会 名	内 容
第 55 回静岡県公衆衛生研究会（静岡市） 平成 31 年 2 月 8 日	第 2 分科会 精神保健福祉Ⅰ 座長

(4) 論文掲載

タイトル	雑誌名	発行 年月日	著者名
静岡県が開設した継続相談が可能な電話相談「若者こころの悩み相談窓口～生きるのがつらくなったあなたへ～」について	公衆衛生情報 Vol. 48 / No. 5	平成 30 年 8 月	大石かおり、八百加菜江、 内田勝久
面接相談によるひきこもり当事者および家族の状態変化について	琉球大学人文社会学部人間社会学科紀要「人間科学」第 39 号	平成 31 年 3 月	草野智洋、内田勝久、菅沼文、 杉森加代子

5 精神保健福祉相談・診療

1 概要

精神保健及び精神障害者の福祉に関して、保健所及び関係諸機関と協力し、各種精神保健福祉相談を実施するとともに診療を行った。

		内 容	相談日/開設時間
一般相談		こころの問題に悩んでいる本人及び家族を対象に予約制の面接相談を実施する。	随時
こころの電話		心の健康づくり事業の一環として平成2年から、ストレス社会で急増するこころの悩みに対応する電話相談を実施している。	月～金曜日(祝日及び年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時
依存症対策	依存相談	アルコール・薬物等依存症に関する問題で悩んでいる本人及び家族を対象に予約制の面接相談を実施する。	中部地区:第1・第3木曜日、第4月曜日 西部地区:第4月曜日(いずれも午後1時～4時) 東部地区:第1水曜日(午前10時～12時)
	リカバリーミーティング	様々な依存問題を抱える当事者が集い、SMARPPのテキストを使用した依存症集団療法としてグループミーティングを実施する。	中部地区:第2・4木曜日 東部地区:第1水曜日 (いずれも午後1時30分～3時30分)
自殺対策	自死遺族面接相談	自死遺族を対象に予約制の面接相談を実施する。	第1・3水曜日
	自死遺族のつどい (東部わかちあい すみれの会)	自死遺族が安心して思いを語り、思いや体験をわかちあえる場を提供する。	偶数月第2水曜日・奇数月第3土曜日
	若者こころの悩み相談窓口 ～生きるのがつらく なったあなたへ～	若年層自殺対策事業の一環として、平成27年から若者(おおむね40歳以下)を対象に自殺リスクに対応した電話相談を実施している。	月～金曜日(祝日及び年末年始を除く) 午前9時～午後4時
診療		昭和59年から診療所を開設し、平成17年度からは、ひきこもりを主訴とした本人及び家族に対応するひきこもり専門外来を開設し、医療支援の強化を図っている。	一般診療:毎週月曜日・水曜日の午前 ひきこもり専門外来:毎週水曜日の午前 ※いずれも予約制により実施

2 実績

(1) 一般相談

ア 相談件数 (単位：人)

実人数	13
延人数	18

イ 初回相談者の相談理由

種 別	件 数
家族の問題	12
社会的環境	0
教育上の問題	0
職業上の問題	0
住居の問題	0
経済的問題	0
保健機関の問題	0
法律・犯罪	0
その他	1
計	13

(2) こころの電話

ア 相談件数 (月・性別)

区分	延件数
男性	1,053
女性	1,776
不明	83
計	2,912

イ 相談内容別件数 (複数回答)

区 分	件 数
家族に関する問題	970
社会的環境に関する問題	345
教育上の問題	54
職業上の問題	319
住居の問題	76
経済的問題	122
保健機関の問題	56
法律の問題・犯罪被害	19
その他の社会的問題	32
不明確	784
なし	319
性の問題	35
医療機関の問題	96
計	3,227

ウ 自殺志向の状況別件数

区分		件 数
頻 回	念慮	11
	危険	1
	予告通告	0
	実行中	0
非 頻 回	念慮	126
	危険	4
	予告通告	4
	実行中	1
非該当		2,765
合計		2,912

エ こころの電話相談員研修会及びケースカンファレンス

こころの電話相談員の資質やスキルの向上と情報の共有を図るため、3回の研修会及びケースカンファレンスを実施した。

カ 静岡県電話相談機関連絡協議会

電話相談機関の相互研修、連携を図るため、平成3年に連絡協議会を設置し、現在25機関が参画し、事務局は各機関の持ち回りで運営されている。研修委員会1回、運営委員会2回、総会1回、研修2回が開催され、平成29年度に当センターは研修委員として運営に携わった。

	第1回	第2回
日 時	平成30年7月30日	平成31年2月28日
会 場	静岡市女性会館	静岡市役所
対 象	協議会機関、関係機関等	協議会機関、関係機関等
出席者	50人	61人
内 容	「トラウマについての理解を対応の仕方」 講師：Center for HEART 臨床心理士 新井 陽子 氏	講演・実習 「多様な性を生きる人々の悩みとLGBTQ相談支援の取り組み」 講師：特定非営利活動法人共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク 代表理事 原 ミナ汰 氏

(3) 依存症対策

ア 依存相談

会場	実人数	延人数
静岡総合庁舎	32	34
東部総合庁舎	12	15
中遠総合庁舎	11	13
計	55	62

イ リカバリーミーティング

(ア) 実施方法 SMARPPのテキストを使用したグループミーティング

1クール8回、年間2クール 各クール間はフォローミーティング実施

(イ) スタッフ 当センター職員、回復者スタッフ（断酒会理事、ダルクスタッフ）

(ウ) 件 数

(単位：回、人)

会場	回数	実人数	延人数
静岡総合庁舎	24	9	58
東部総合庁舎	6	5	8
計	30	14	66

(4) 自殺対策

ア 自死遺族のための面接相談及び遺族のつどい

(単位：回、人)

区 分	回 数	実人数	延人数
自死遺族面接相談	9	11	12
自死遺族のつどい (東部わかちあい すみれの会)	12	23	60

イ 「若者こころの悩み相談窓口～生きるのがつらくなったあなたへ～」

(ア) 電話相談件数

区 分	件数
男性	514
女性	440
不明	1
計	955

(イ) 新規・再電話内訳

区 分	件数
新規	384
再電話	571
計	955

(ウ) 相談内容（3つまで複数回答可）

区 分	件 数
家庭問題	346
健康問題（精神）	629
健康問題（身体）	216
経済・生活問題	19
勤務問題	118
男女問題	41
学校問題	69
その他	89
不明（雑談など）	114
計	1,641

(エ) 自殺リスク評価件数

区 分	件数
リスクなし	804
リスク低	44
リスク中	30
リスク高	77
自殺企図進行中	0
計	955

(5) 診療

ア 対象 対応困難なひきこもり相談ケースを中心とした保険診療

イ 診療受診者数

			実人数	延人数
受診者内訳	初診者数	男性	0	0
		女性	0	0
	再診者数	男性	1	4
		女性	0	0
	計		1	4

6 組織育成

1 概要

地域における精神保健福祉の向上を図るため、精神保健・医療・福祉関係団体等が開催する行事や研修会等の企画・運営について助言等を行い、団体等の育成を図った。

2 実績

項 目	回 数	人 数
静岡県精神保健福祉大会	1	251
静岡県精神保健福祉協会	13	1,187
静岡県精神保健福祉ボランティア協議会 全国のつどい 静岡大会実行委員会	1	13
浜松ダルク開所式	1	50
KHJ 静岡県「いっぷく会」連続学習会	1	38
計	17	1,539

7 精神医療審査会事務等

1 概要

病院管理者から提出される医療保護入院届等を受理し、患者の入院の必要性の有無及び処遇の適否並びに入院患者又はその家族等からの退院や処遇改善請求について審査を行った。

2 実績

(1) 審査状況

区分		医療保護 入院者入院届	医療保護入院者 定期病状報告	措置入院者 定期病状報告	退院等の請求
審査件数		1,983	889	16	40
審査結果	入院継続	1,983	889	16	39
	入院形態変更	0	0	0	0
	退院が適当	0	0	0	0
	処遇は適当	0	0	0	1
	処遇は不適	0	0	0	0
請求取り下げ					10
退院等審査要件の消失					2
未審査					7

・平成 30 年度退院等請求の受理件数は 58 件で、うち 40 件の審査を行った。

(2) 精神医療審査会専用電話受理実績

退院・処遇改善等の請求に関するもの	140 件
その他の電話相談	666 件

8 自立支援医療費（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳 判定・認定事務

1 概要

地域における精神障害者への安定した医療の提供や、社会復帰及び自立と社会参加の促進を目的として、自立支援医療費（精神通院医療）の判定・認定及び精神障害者保健福祉手帳の判定・交付に関する業務を実施した。

2 実績

（１）判定会開催 24 回（月 2 回）

（２）判 定 委 員 精神科医師 6 人（輪番制で 1 回の判定会には 3 人の医師が出席）

（３）判定・認定実績

ア 自立支援医療費（精神通院医療）

実績		件数
項目		
判定会承認件数		12, 002
受給者証	発行件数	34, 395
	所持者数	25, 141

イ 精神障害者保健福祉手帳

実績		件数
項目		
判定件数	新規申請	1, 607
	更 新	2, 809
交付件数	新規申請	1, 525
	更 新	4, 805
転出及び死亡等による返還数		316
障害等級別手帳所持者数	1 級	1, 032
	2 級	7, 374
	3 級	3, 901
	計	12, 307

9 依存症対策

1 概要

アルコール依存相談は静岡県断酒会の協力を得て実施している。薬物依存相談は平成 18 年度から 25 年度まではドムクスしずおか（薬物問題を抱える家族の会）に、平成 26 年度からはマリアの丘クリニック、平成 30 年度からは聖明病院、服部病院の協力を得て相談体制の拡充を図り、依存症相談拠点として相談業務を行っている。

さらに、薬物再乱用防止を目的に、相談後の継続支援体制を構築するため、ダルク（回復施設）や専門医療機関、県薬事課等の関係機関との連携を図っている。また、平成 28 年度より、リカバリーミーティングを開始し、平成 30 年度からは東部地区でも開催している。

2 実績

（1）依存相談

アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症相談に応じることで、依存症に関する知識の普及、依存症当事者やその家族への支援等を行った。

会場	相談日時 (予約制)	相談員	実人数	延人数
静岡総合庁舎	第 1・3 木曜日、第 4 月曜日 13:00～16:00	診療所精神保健福祉士、県断酒会理事	32	34
東部総合庁舎	第 1 水曜日 10:00～12:00 (平成 30 年 5 月開始)	病院精神保健福祉士	12	15
中遠総合庁舎	第 4 月曜日 13:00～16:00 (平成 30 年 7 月開始)	病院医師	11	13
計			55	62

（2）リカバリーミーティング

依存症集団療法である SMARPP を取り入れたグループミーティングを実施することにより、依存症からの回復の一助となるとともに、自殺ハイリスク者ともされる依存問題のある人の地域生活を支えている。また、本ミーティングへの継続的な参加を契機として、地域の自助グループへもつなげることで、支援の強化を図っている。平成 30 年度から東部地区でも開催している。

会場	相談日時 (予約制)	スタッフ	実人数	延人数
静岡総合庁舎	第 2・4 火曜日 13:30～15:30	センター職員、回復者スタッフ（断酒会理事、ダルクスタッフ）	9	58
東部総合庁舎	第 1 水曜日 13:30～15:30 (平成 30 年 10 月開始)	センター職員、病院心理士、回復者スタッフ（ダルクスタッフ）	5	8
計			14	66

10 ひきこもり支援（静岡県ひきこもり支援センター）

1 概要

平成 11 年度から取り組んできたひきこもり支援は、健康福祉センターとの連携の下に実施してきたが、相談ニーズに応じた支援を的確に行うため、平成 25 年度からひきこもり支援センターを設置し相談窓口を一本化して、統一的な対応による支援の強化を図ってきた。また、社会参加のステップとなる環境を整えた居場所の利用を促すとともに、最適な社会資源を紹介する等利用者の状態に応じた最適な支援を行っている。

2 実績

(1) ひきこもり支援センターの運営

ア 開設日：月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

(専用電話受付 午前 10 時～12 時、午後 1 時～3 時)

イ 体制：精神保健福祉センターに専用相談窓口を開設し、一元的に相談を受けた上で、精神保健福祉センター及び関係健康福祉センターに配置したひきこもり支援コーディネーター（6 人）が面接相談に応じ、全県を網羅した一体的な支援体制を確保している。

ウ 電話・来所・訪問相談等件数

(延べ)

	精神保健福祉センター	健康福祉センター	計
電話相談	265	167	432
来所相談	51	550	601
同行支援	8	29	37
訪問相談（本人）	0	6	6
訪問相談（家族）	0	18	18
訪問相談（本人＋家族）	0	8	8
家族教室・交流会	11	302	313
ケースカンファレンス	10	35	45
連絡調整	35	203	238
社会資源調査	7	18	25
問合せ	31	97	128
計	418	1,433	1,851

エ 相談者別延件数

	精神保健福祉センター	健康福祉センター	計
母	133	584	717
父	31	137	168
両親	10	107	117
本人	115	151	266
本人＋家族	10	106	116
その他の家族	29	33	62
その他	90	315	405
計	418	1,433	1,851

オ 本人年齢別件数（判明分 実人員）

	精神保健福祉センター	健康福祉センター	計
15 歳以下	12	7	19
16 歳-18 歳以下	9	9	18
19 歳-29 歳以下	41	86	127
30 代	31	61	92
40 代	21	39	60
50 代	9	11	20
60 代	2	2	4
計	125	215	340

（２）静岡県ひきこもり対策連絡協議会の開催

ひきこもり支援に取り組む関係機関が一同に会し、効果的な支援のあり方について協議した。ひきこもり支援のための、サポーター養成とアウトリーチ支援や居場所の活用等の重要性を確認するとともに、「8050 問題」に象徴されるひきこもりの長期化・高齢化への対応が課題として提示され、国の調査とは別に地域での実態調査が必要であることで意見が一致した。

開催日	平成 31 年 2 月 19 日	
出席者 13 人	学識経験者	静岡大学教授
	教育関係	県教育委員会（義務教育課、社会教育課、総合教育センター）、青少年交流スペース「アンダンテ」
	労働関係	静岡労働局、雇用推進課
	福祉関係	静岡市子ども若者相談センター、浜松市ひきこもり地域支援センター、地域福祉課、障害福祉課、精神保健福祉センター
	家族会	県いっぷく会

（３）情報発信

ア リーフレット ひきこもり支援センターの事業内容を周知するリーフレットを関係機関との会議等で配布した。また、ひきこもりに対する知識と対応についての理解を深めるためのリーフレットについても、各健康福祉センターや関係会議等で配布した。

イ 広報／周知

- (ア) コミュニティ FM（7 月）
- (イ) K-Mix デイリーメッセージ（3 月）
- (ウ) 精神保健福祉センターホームページ
- (エ) 各市子ども若者支援マップでの掲載（富士市等）
- (オ) 市町教育委員会生徒指導担当者会議でのセンターの周知（10 月）
- (カ) ひきこもり支援センターだよりの発行
- (キ) 県教育委員会広報誌（E ジャーナル 200 号）

ウ 研究発表

- ・全国精神保健福祉センター研究協議会（福島県／平成 30 年 10 月 24 日）
「静岡県ひきこもり支援センターの居場所支援について」

(4) その他ひきこもり対策推進事業

(単位：人)

内 容	日 時	対 象	人 数
ひきこもりサポーター養成 研修	基礎編 平成 30 年 8 月 2 日、 7 日、10 日、9 月 11 日	教育・就労・福祉関係でひきこも り支援に携わる者	108
	実践編 平成 30 年 10 月 16 日		40
ひきこもり家族交流会 (全県版)	平成 31 年 3 月 4 日	静岡県で関わっているひきこもりに 悩む家族	11
ひきこもり講演会	平成 30 年 9 月 11 日	一般県民、ひきこもりに支援に携 わる者	34
	平成 31 年 1 月 29 日		112
計			305

(5) ひきこもり家族教室メンター派遣事業

ひきこもりの状態を解消・軽減した家族（メンター）が同じ悩みを経験してきた者として支援することが有効であることから、平成 20 年度から、ひきこもり家族教室メンター派遣事業を実施し、家族に寄り添った支援に配慮している。

(単位：回、人)

	回 数	人 数
賀茂健康福祉センター	0	0
東部健康福祉センター	2	4
富士健康福祉センター	0	0
中部健康福祉センター	1	3
西部健康福祉センター	6	6
計	9	13
登録者数	7 世帯 8 人 (夫婦 1 組 父親のみ 2 人 母親のみ 4 人)	

(6) 居場所の利用促進

ひきこもり当事者が、身近な地域で社会参加の第一歩を踏み出すために必要な環境を整え設置されている「居場所」の利用を、ひきこもり支援センターによる支援の一環として促している。

(単位：人)

地域	名称	開設場所	開催日時	委託先	利用者数
賀茂	めばえ	下田市中央公民館他 (下田市)	毎週水曜 13:00～17:00	特定非営利活動法人 青少年就労支援 ネットワーク静岡	3
東部	ほとり	あそびば (伊豆市)	毎週木曜 11:00～15:00	特定非営利活動法人 青少年就労支援 ネットワーク静岡	7
東部	なごみ	盟萌ビル (沼津市)	毎週金曜 10:00～15:00	特定非営利活動法人 臨床心理オフィス Be サポート	29
中部	みなと	ウェルシップやいづ (焼津市)	毎週火曜 13:00～17:00	特定非営利活動法人 サンフォレスト	54
西部	ひとむれ	こひつじ診療所 デイケア施設 (袋井市)	毎週月曜 13:00～17:00	社会福祉法人 デンマーク牧場福祉会	252
計					345

※委託は県障害福祉課が行っている。

11 自殺対策

1 概要

自殺対策基本法の目的である「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向け、総合的に自殺対策に取り組んでいる。

静岡県では、自殺対策のモデル事業として、平成 18 年度に富士市において取組を開始し、働き盛りの中高年を対象としたうつ病の早期発見・早期治療システムを、全国に先駆けて構築した。自殺対策の効果的な推進を図ることを目的に平成 21 年度に設置された自殺予防情報センターを平成 28 年度から地域自殺対策推進センターに改め、市町等と連携した自殺対策の推進を図っている。

「第 2 次いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画」に基づいて自殺対策に取り組み、計画に目標設定されている「ゲートキーパー」※の養成をはじめとする施策を展開した。

※ ゲートキーパーとは、自殺や自殺関連事業に関する正しい知識を普及したり、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていく人。

2 実績

(1) 技術指導・技術援助

対 象	事 業 名	回 数
県	相談・情報提供	6
保健所	1 賀茂地区自殺対策ネットワーク会議	1
	2 東部地区自殺対策ネットワーク会議	1
	3 中部地区自殺対策ネットワーク会議	2
	4 西部地区自殺対策ネットワーク会議	1
	5 富士地区自殺未遂者支援ネットワーク会議	3
	6 地域自殺対策情報交換会	3
	7 ゲートキーパー養成研修（専門）（中部健康福祉センター）	1
	8 相談・情報提供	21
市 町	1 市町自殺対策連絡会	7
	2 相談・情報提供	65
その他	1 講師派遣（社会保険協会等）	16
	2 相談・情報提供（民間団体、報道機関、他県等）	13
計		140

(2) 教育研修

研修名	内 容	対 象	回 数	人 数
市町自殺対策計画策定に係る研修会	市町の自殺対策計画策定に当たり、「市町自殺対策計画の手引き」等を活用して効果的に策定できるよう研修会を開催し、市町における自殺対策の推進を図る。	市町及び県健康福祉センター自殺対策担当者	1	65
ゲートキーパー講師養成研修会	自殺予防の役割を担うゲートキーパーの養成講師として、必要な知識や技術を身につける。	市町、保健所の精神保健福祉担当者等	1	51
ゲートキーパー研修会（専門）	ゲートキーパーの役割や「メンタルヘルス・ファーストエイド」を理解し、ハイリスク者に対する適切な初期支援方法の習得を図る。	行政職員（市町・保健所・電話相談員等）	1	57
ゲートキーパー研修会（一般）	ゲートキーパーの役割、対応方法についての理解を深める。	行政職員	1	86
		学生（大学生、消防学校幹部科学生、看護学生）	4	311
		一般県民	4	43
ゲートキーパー講師フォローアップ研修※	ゲートキーパー研修の実施に係る技術及び研修内容の向上を図る。	ゲートキーパー研修講師	1	69
若年層自殺対策研修会	若年層の抱える問題やリスク等の理解を深め、支援について考える。	保健所及び市町の自殺対策担当者、精神科医療機関職員、相談支援事業所職員、教育機関職員等	1	
自殺未遂者ケア研修会	精神科医療機関等の職員を対象に研修を行い、精神科における自殺未遂者ケアの充実を図る。	精神科医療機関及び保健所職員	1	54
自死遺族支援者研修会	自死遺族に関わる支援者が自死遺族の心情や必要とされる支援を理解し、日頃の業務に活かす。	行政・警察・消防・医療機関の職員等	1	45
依存症問題従事者研修	依存症に関する相談対応の向上や依存問題を抱える人に対する効果的な支援に関する基礎知識を習得する。	行政機関、精神科医療機関、相談支援事業所等に所属する保健師、精神保健福祉士、相談員等	1	63
計			17	844

※ゲートキーパー講師フォローアップ研修及び若年層自殺対策研修会は同時開催とした。

(3) 普及啓発

項 目	内 容
ゲートキーパー	- 自殺予防週間の取組（9月） - ゲートキーパー研修（一般県民）2回 14人参加 - 静岡総合庁舎のぼり旗設置（8/20～9/18） - コンビニへのポスター掲示（155店舗） - 静岡総合庁舎内定時退庁呼びかけの放送 - 自殺対策強化月間の取組（3月） - ゲートキーパー研修（一般県民）2回 29人参加 - 静岡総合庁舎のぼり旗設置（2/25～3/22） - コンビニへのポスター掲示（155店舗）
若年層対策	- 周知・広報（若者こころの悩み相談窓口～生きるのがつらくなったあなたへ～） ・県民だより、ラジオ（コミュニティFM）、ホームページ ・若者こころの悩み相談窓口チラシ配布（約900部） ・若年層自殺予防リーフレット配布 - 若年者の自殺を防ぐために（約700部） - 心が疲れた君へのメッセージ（約600部） - 自殺予防週間の取組（9月） - 県庁本館正面玄関前立看板（9/5～9/19） - 県庁東館2階ギャラリー展示（9/3～9/18） - 自殺対策強化月間の取組（3月） - 県庁本館正面玄関前立看板（2/22～3/22） - 県庁東館2階ギャラリー展示（3/1～3/22） - イオンへの若年層自殺予防リーフレット配架（7店舗）

(4) 相談

ア「若者こころの悩み相談窓口～生きるのがつらくなったあなたへ～」

若年層自殺対策事業の一環として、若者（おおむね40歳未満）及びその家族からの自殺リスクに対応した相談に応じる。

(ア) 実施時間 月～金曜日（祝日及び年末年始を除く） 午前9時～午後4時

(イ) 相談担当者 相談員（非常勤職員）2人

(ウ) 相談実績（延人数）

男性	514
女性	440
不明	1
計	955

(5) 自死遺族のための面接相談及び遺族のつどい

	内 容	延回数	延人数
自死遺族面接相談	自死遺族を対象に個別相談を行う。	9	12
自死遺族のつどい (東部わかちあい すみれの会)	自死遺族が安心して思いを語り、思いや体験をわかちあえる場を提供する。	12	60

(6) 地域自殺対策推進センター

自殺対策の推進に当たり、市町等への直接的かつ継続的な支援や自死遺族等が必要とする支援情報の提供機能を備えた地域自殺対策推進センターにおいて、自殺対策に関する情報収集・提供や関係機関（市町、民間団体等）が実施する自殺対策事業の支援のほか、自殺対策に取り組む人材養成のための研修等を実施した。

また、市町自殺対策計画の策定に係る研修会の開催や、市町自殺対策連絡会等への支援を行った。

12 こころの緊急支援活動

1 概要

阪神・淡路大震災や大阪池田小学校事件の経験から、災害や事件を経験した人に対する「こころのケア」は精神保健上の重要な課題であることが明らかになった。危機事態にあっては、初動体制を迅速かつ的確に構築することで、当事者のストレス障害の二次的な拡大が予防できると指摘されている。

静岡県では、平成 16 年度から学校等における事件・事故の直後にこころの緊急支援を行う「こころの緊急支援活動事業」に試行的に取り組み、平成 18 年 6 月から本格的に開始した「こころの緊急支援チーム」の派遣体制を確保し、危機発生時には迅速に職員を派遣している。

2 実績

(1) 派遣

ア 依頼件数 1 件

イ 概要

学校の危機発生時に、教職員等に対する支援として、こころのケアの視点から、2 日間にわたり児童生徒に対応する際における配慮や職員のストレスへの対応等について助言等を行うとともに、一定期間経過後に対応についての振り返りを行った。

(2) 研修

内 容	講義：「ストレス障害の基礎知識」 「学校における危機発生時のこころのケア」 演習：「子どもの自殺事例を素材に」	
対 象	教員、教育委員会職員、スクールカウンセラー等学校関係者、行政職員等	
開催日	平成 30 年 7 月 3 日	平成 30 年 10 月 26 日
会 場	静岡総合庁舎 7 階 第 7・8 会議室	東部総合庁舎別棟 2 階 会議室
参加者	82	65

(3) 機関連携

ア 教育関係部署との連絡会

(ア) 第 1 回

日 時	平成 30 年 10 月 1 日
会 場	県庁別館 2 階第一会議室 A
参加者	10 人
内 容	こころの緊急支援チーム派遣事業の事業説明、各機関での対応状況、研修計画について

(イ) 第 2 回

日 時	平成 31 年 2 月 25 日
会 場	障害者働くしあわせ創出センター 会議室
参加者	12 人
内 容	各機関におけるこころの緊急支援事業の共有、各校へのこころの緊急支援活動事業の周知方法についての検討

イ 事業説明及び協力依頼、研修

平成 30 年 4 月 24 日	私学協会理事長会校長会におけるこころの緊急支援チーム派遣の事業説明
平成 30 年 5 月 9 日 5 月 18 日	市町教育委員会生徒指導担当者連絡会議におけるこころの緊急支援チーム派遣の事業説明
平成 30 年 5 月 17 日	高等学校副校長・教頭会の総会におけるこころの緊急支援チーム派遣の事業説明

事業の根拠法令等

根拠法令等	事業項目番号					
	1	2	3	4	5	6
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条	○	○	○	○	○	○
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条			○			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律			○			
生活困窮者自立支援法			○			
ギャンブル等依存症対策基本法			○			
精神保健福祉センター運営要領	○	○	○	○	○	○
心の健康づくり推進事業実施要領	○	○	○		○	
精神保健福祉センターにおける特定相談事業実施要領		○	○		○	
精神障害者保健福祉手帳制度実施要領			○			
自立支援医療（精神通院医療）支給認定実施要綱			○			
生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（ひきこもり対策推進事業実施要領）			○			
自殺対策基本法			○			
自殺総合対策大綱			○			
アルコール健康障害対策基本法			○			

根拠法令等	事業項目番号					
	7	8	9	10	11	12
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条	○	○	○	○	○	○
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条	○					
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		○				
生活困窮者自立支援法				○		
ギャンブル等依存症対策基本法			○		○	
精神保健福祉センター運営要領	○	○	○		○	
心の健康づくり推進事業実施要領						
精神保健福祉センターにおける特定相談事業実施要領						
精神障害者保健福祉手帳制度実施要領		○				
自立支援医療（精神通院医療）支給認定実施要綱		○				
生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（ひきこもり対策推進事業実施要領）				○		
自殺対策基本法					○	
自殺総合対策大綱					○	
アルコール健康障害対策基本法			○		○	

調査・研究報告

<発表・報告（抄録）>

	演題名	発表学会	月日
1	静岡県ひきこもり支援センターの居場所支援について	第54回全国精神保健福祉センター研究協議会（福島市）	平成30年10月24日
2	静岡県ひきこもり支援センターにおける個人情報受渡データベースの活用について	第55回静岡県公衆衛生研究会（静岡市）	平成31年2月8日

静岡県ひきこもり支援センターの居場所支援について

静岡県精神保健福祉センター

○川田典子 山本奈津妃、
増田桃子 内田勝久

1 はじめに

静岡県は平成 25 年に静岡県ひきこもり支援センター（以下「センター」という）を設置し、電話相談、来所相談等の支援を行ってきた。さらに、ひきこもりに悩む本人への支援として居場所を平成 28 年 9 月から 4 か所に開設し、平成 30 年 5 月からは 5 か所に拡大した。今回居場所における支援について、開設当初からの利用者の変化についても触れながら報告する。

2 居場所について

ひきこもり支援における「居場所」とは、ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン⁽¹⁾によると「中間的・過渡的な集団との再会段階」、「社会参加の試行段階」と位置付けられ、ひきこもりに悩む本人同士の交流を図るなど、家庭以外で他者と安心して過ごすことができる場とされている。よってひきこもり支援では、電話相談や来所相談などの個別支援から集団支援へと移行していく過程において、本人の社会参加に向けての準備段階として居場所の提供が望まれる。

（１）センターにおける居場所運営

センターではこれまでの支援に加え、本人がより身近な地域で過ごすことができるよう、センターの機能の一部として県内 5 か所に居場所を開設している。居場所の運営は、ひきこもり支援の実績がある NPO 法人や社会福祉法人に委託し、センターと連携を図りながら行っている。居場所は週 1 回程度定例の曜日に開催しており、それぞれにスタッフが 2 人以上配置されている。

利用に当たっては、居場所の利用が本人にとって適切な支援か確認するため、センター職員が家族や本人と面接し、状況や意向を聞き取っている。また、居場所の利用を開始した後も居場所を利用する本人（以下「利用者」という）の状態を確認するため、個別面接を定期的に行っている。センター職員と居場所スタッフは利用者について密接に連絡を取りあい、居場所の運営状況についてもセンターが定期的に訪問して支援を行っている。

（２）居場所の活動内容

居場所スタッフは、利用者がただそこにいるだけでも許され、空間を心地よく共有できることを目指して支援をしている。活動内容は各所によって異なるが、カードゲームやボードゲーム等複数のメンバーで行うゲームのほか、工作・料理・運動など利用者の要望に応じることができるよう複数のメニューを用意している。メニューへの参加の判断は利用者に委ねられ、参加を望まない場合は、各自思い思いに過ごすことができる。

居場所近くの商業施設と一緒に買い物に出かけたり、近くに公園や運動ができる場所があれば屋外でバスケットボールやバドミントン等をしたりしている。また、利用者が自ら企画して観光地に出かけたり、牧場体験ができる施設が併設されているなど、それぞれ特色を持った運営を行っている。

3 居場所利用者の状況

（１）利用実績

平成 28 年 9 月～平成 30 年 3 月末までの利用延べ人数は 543 人、実人数は 23 人であり、実人員では全体の 7 割を 20 代、2 割を 30 代が占めている（図 1）。

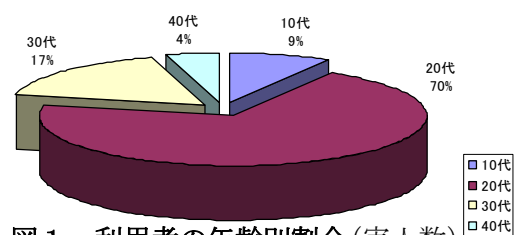


図 1 利用者の年齢別割合(実人数)

(2) 利用者の変化

家族と本人の状態像の変化を見るため、静岡式ひきこもり評定尺度（表1）⁽²⁾を用いて、面接の初回時から終結まで半年に一度、家族や本人の状態を確認している。居場所利用開始時から利用終了又は平成30年3月末時点の各項目に該当した人数を図2及び3に示した。利用後、親はP2、P9、P10、本人はS6～S10で該当する人数が顕著に増えていた。居場所利用期間の平均は、12.4か月であった。

評定尺度の該当項目の変化から、親は子どものひきこもりを受け入れることができ、本人は居場所に行く回数を重ねることで継続的に社会参加していると意識できることがうかがわれた。

4 まとめ

居場所利用開始以降に見られた変化は、利用者が個人的支援段階から中間的・過渡的な集団との再会段階、そして社会参加の試行段階へと移行していることを示している。これは居場所の利用が一定の効果を発揮しているものと推測されるが、社会参加を目指す中で、居場所における支援は、ひきこもり支援全体の中の通過点として機能することが望ましい。

そのためには居場所における本人の状況だけではなく、並行するセンターでの個別面接や家族支援の状況を居場所スタッフと共有しながら、より望ましい支援を模索していくことが大切である。

引き続き、センターは居場所スタッフと緊密な連携を図りながら、利用者の増加など居場所の環境も変わっていく中でひきこもり支援における居場所の在り方について検討していきたい。

表1 静岡式ひきこもり評定尺度

親得点 /10	本人得点 /10
P1 家族が継続的に相談機関に出向く	S1 自室から出てくる
P2 家庭内で焦り・不安が和らいでいる	S2 暴力・暴言が減った(元々ない)
P3 家庭内で本人の対応について協力する体制にある	S3 口論・喧嘩が減った(元々ない)
P4 家庭内で本人が追い詰められない	S4 本人が家族と雑談できる
P5 家庭内で本人と緊張せずにいられる	S5 本人が他者と交流がない場に外出できる
P6 家庭内で本人と話すことができる	S6 本人が他者と関わりあう場に外出できる
P7 家庭内で本人に相談機関に行っていることを話せる	S7 社会参加に向けて話題にできる
P8 家庭内で本人と将来のことについて話せる	S8 社会参加に向けて具体的に行動している
P9 家庭内でひきこもり状態を受け入れられている	S9 継続的な社会参加をしている
P10 家庭内で本人にこだわらず家族の生活を楽しめる	S10 就労・就学(パート・アルバイト)している

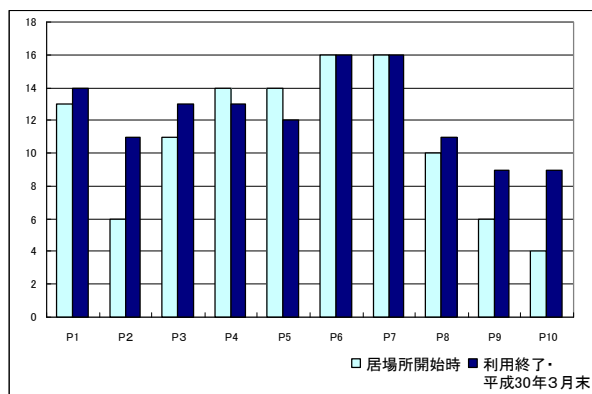


図2 静岡式ひきこもり評定尺度の変化（親）
(n=17)

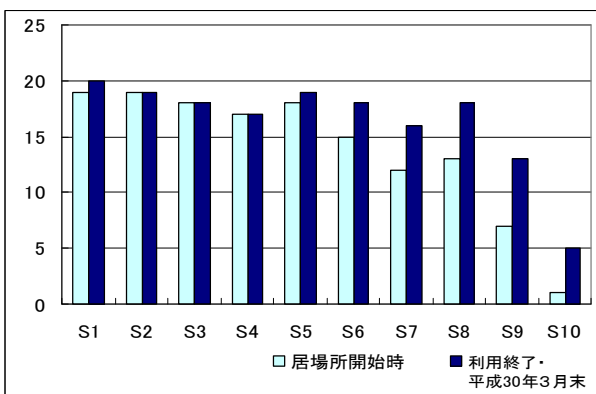


図3 静岡式ひきこもり評定尺度の変化（本人）
(n=20)

引用文献

- (1) 厚生労働省：ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン（2010年5月）
- (2) 草野ら：静岡式ひきこもり評定尺度を用いたひきこもり支援の効果判定について
静岡福祉大学紀要 第13号（2017年2月）p1～4

静岡県ひきこもり支援センターにおける個人情報受渡データベースの活用について

静岡県精神保健福祉センター ○増田桃子 山本奈津妃 内田勝久
静岡県電子県庁課 ICT 推進班 望月健士

【要旨】

静岡県ひきこもり支援センターは、相談専用電話がある静岡県精神保健福祉センターに全県から相談が入り、相談者の状況に応じて近隣の健康福祉センターで来所相談を受ける仕組みとなっている。

精神保健福祉センターから各健康福祉センターにケースの概要を送る際、これまでは庁内メールを活用していた。しかし、メールでは誤送信の危険性があり、個人情報保護の観点からひきこもり支援センター（精神保健福祉センター及び各健康福祉センター）内部でのみ使用できるデータベースを電子県庁課に依頼し、作成した。

今回作成した静岡県ひきこもり支援センター個人情報受渡データベースの活用について紹介する。

1 静岡県ひきこもり支援センターについて

平成 25 年 4 月 8 日に開設された静岡県ひきこもり支援センター（以下「ひきこもり支援センター」という）は、静岡県精神保健福祉センター（以下「精神保健福祉センター」という）と県内 7 か所の健康福祉センターから成るひきこもりに特化した相談機関である。ひきこもり相談専用電話を精神保健福祉センター内に設置しており、本人の状況を詳しく聞き取った上で助言や情報提供を行うほか、精神保健福祉センター及び各健康福祉センターでの来所相談につなげたり、本人の同意を得た上での訪問や、同行支援も実施している。また、家族教室や交流会などの集団での支援を行っている。このような相談支援のほか、関係機関との連携、普及・啓発活動なども行っている。

2 相談専用電話の役割と従来の各健康福祉センターへのつながり

精神保健福祉センター内の全県統一の相談専用電話は一次相談窓口として機能しており、県内各地からの相談に応じている。ひきこもり相談は精神疾患、発達障害、生活困窮及び家庭内不和などの問題が複雑に絡み合ったケースも多い。電話相談で丁寧に聞き取ることでアセスメントを行い、相談者に最適な助言や適切な相談窓口へのつながりを行っている。ひきこもり

支援センターでは、主にひきこもりの本人との関係が上手く行かず困っている家族に対して、来所相談の中で普段の様子を聞き取りながら日常の接し方について助言をしている。

前述のとおり相談専用電話には県内各地から相談が入るため、精神保健福祉センターのある静岡市が遠方になる相談者も多い。そのため、最寄りの健康福祉センターにおいて来所相談を行う場合がある。その際には、電話相談で聞き取った内容を健康福祉センターの担当へ情報提供する必要があり、基本的には「フェイスシート」と呼ばれるケース概要をまとめた文書を作成し、これまでメールにて送信していた。フェイスシートには相談者の氏名、性別、住所、電話番号、家族状況、生活歴、現在の困りごとなどの個人情報を入力するため、送信の際にはファイルにパスワードを掛けて送信していた。

3 メール送信による危険性

メールを送信する際には細心の注意を払って送信していたが、それでもヒューマンエラーの可能性は否定できず、誤送信は各所で起きている。今年だけでも、横浜市の職員が民間企業に対して送ったメールに誤って 1786 件の市職員の個人情報の入ったファイルを添付したため、個人情報が流出したという事案や、佐賀県武雄市でもメールアドレスの入力を誤り、駐在員の

個人情報 107 件を含む名簿を関係のない第三者へ送信した事案が発生している。また、パスワードを掛けていたとしても、パスワードを解析するためのツールもあるため、安全とは言い切れない。

このように、メールによるやりとりはヒューマンエラーにより個人情報が漏洩する危険を内包している。

4 個人情報受渡データベースの作成

相談支援を行うに当たって、個人情報の保護は常に意識しなければならない問題である。相談者にとって、公にしたいくない内容であるため、「相談内容は相談者の許可なく外部に漏らさない」という前提の下で相談する。支援するために必要な情報は非常にプライベートな内容であり、守られる前提がなければ相談者は安心して相談することができないため、支援者は守秘義務を負っているのである。

これまでひきこもり支援センターでは、来所相談につながった相談者の個人情報を精神保健福祉センターから健康福祉センターに迅速に送る必要があるため、メールを使用していた。しかし、前述のとおりメール送信に細心の注意を払っていてもミスは防げない個人情報保護の観点からすると、十分とは言えない状況であった。そこで、電子県庁課に相談し、ひきこもり支援センター内のみで完結するデータベースを作成することとした。

静岡県では「しずおかデジタル・オフィス(SDO)」ネットワークを導入しており、庁内の職員及び所属にメールアドレスが割り当てられ、庁内外でメールの送受信を行うことができる。これまでひきこもり支援センターでは SDO の個人メールもしくは所属メールを利用して個人情報の送受信を行ってきた。SDO のメールの場合、庁内の他部署や庁外にもメール送付ができるため、ヒューマンエラーが発生する可能性があった。そこで、個人情報を受け渡すことを目的にした専用のデータベースでは、使用で

きる権限をひきこもり支援センターの職員に限定することで、誤送信を未然に防ぐ仕組みを確立した。

データベースの付加機能として、ひきこもり支援センター職員専用の掲示板を設置し、届けたい相手には個人情報が貼られた掲示板のリンクがメールで通知される工夫をした。添付されたファイルは保存期間（1 か月）が過ぎると自動的に削除されるようになっており、通知された相手は掲示板から自分のパソコンにファイルを保存する。掲示板へのアクセス権は、精神保健福祉センターで管理しており、登録された職員以外が閲覧することはできない。送信する際には、あらかじめ登録された健康福祉センター及び精神保健福祉センターを選択するようになっているため、ひきこもり支援センター外の相手に誤送信する可能性は皆無となった。

5 データベースの活用

今回、個人情報受渡データベースを作成するに当たって電子県庁課と打合せを重ねて実用に至った。その過程で、個人情報受渡データベースに加え、ひきこもり支援センター常用資料データベース及びひきこもり実績データベースが新たに作成されるという思わぬ副産物もあった。これまで「こんなことができると良い」と考えていたものが、技術的に可能であることが打合せの中で判明し、更なる改善が図られた。

精神保健福祉センターと電子県庁課は全く分野の異なる部署であるが、打合せの中で業務を担当者に理解してもらうことで、様々なアイデアを頂くことができた。直接やり取りをしながら進めることで、個人情報の保護だけでなく、様々な事務の効率化も図ることができたことは、今後の業務改善につながることを期待される。